



水道 あおもり だより

令和4年
8月号



2022あおもりウォーターフェア

「～水に学び、つなぐ未来へ～」をテーマに6月4日(土)青森市役所本庁舎にて3年ぶりに開催しました。

ご来場いただいた皆様、ありがとうございました!!



青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

青森市企業局水道部

☆ トピックス ☆

- P1 令和4年度青森市水道事業の主な事業
令和4年度青森市水道事業会計予算
- P2 紫外線・塩素処理棟が完成しました
- P3 水道水の水質検査について
- P4 水道水の保存方法について
給水装置はあなたの財産です
給水装置の工事について
- P5 引越し(転入・転出)の手続きはお早めに
水道メーター検針時のお願い
堤川浄水場見学中止のお知らせ
- P6 水道料金等のお支払い方法について
- P7 青森市水道事業ホームページをご活用ください
お問い合わせ先一覧

令和4年(2022年)度 青森市水道事業の主な事業

「青森市水道経営プラン(2019~2028)」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめています。

1 安定した給水の確保

① 漏水対策事業

各種漏水調査を実施し漏水の早期発見に努めます。
 ・配水管調査(漏水探知器による路面音聴調査)
 ・毎戸調査(音聴棒による給水管の漏水音調査)

② 老朽塩化ビニル給水管改修事業

塩化ビニル給水管の一部をポリエチレン管に改修し、漏水の抜本的解決を図ります。
 (本年度は三内地区及び石江地区)

③ 堤川浄水場取水ゲート設備更新事業

老朽化した堤川浄水場の取水ゲートの機械・電気設備を更新します。

④ 天田内取水井更新事業

老朽化が著しい天田内配水所の14号取水井及び21号取水井を更新します。

2 良質でおいしい水の供給

① 配水管整備事業

老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。(整備延長 14,025m)

② 篠田テレメータ更新工事

老朽化した篠田テレメータを更新し、水質の常時監視を徹底します。

「青森市水道経営プラン(2019~2028)」は青森市水道事業ホームページでもご覧いただけます。



3 災害に強い水道の構築

① 基幹耐震管路整備事業

大規模地震のとき、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水などの発生を抑えるため、基幹管路の耐震化を図ります。
 (整備延長 265m)

② 水管橋点検委託業務

厚生労働省ガイドラインに基づき、重要管路に設置された水管橋の点検を行います。

③ 災害対策用資機材備蓄事業

災害対策用資機材の効果的な備蓄を図ります。
 (給水タンク 2基、応急給水用スタンド5台の更新)

4 経営基盤の強化

① 広報活動事業

施策や事業について積極的に情報提供します。
 (「水道だより」発行、「あおもりウォーターフェア」開催、PR用ペットボトル水「ブナの雫」製造)

② 広域連携の推進

災害訓練の共同開催など、東青地区5市町村による水道事業の広域連携に取り組めます。

③ 水道料金等の納付機会の拡大

スマートフォンを利用した決済を開始します。

5 環境への配慮

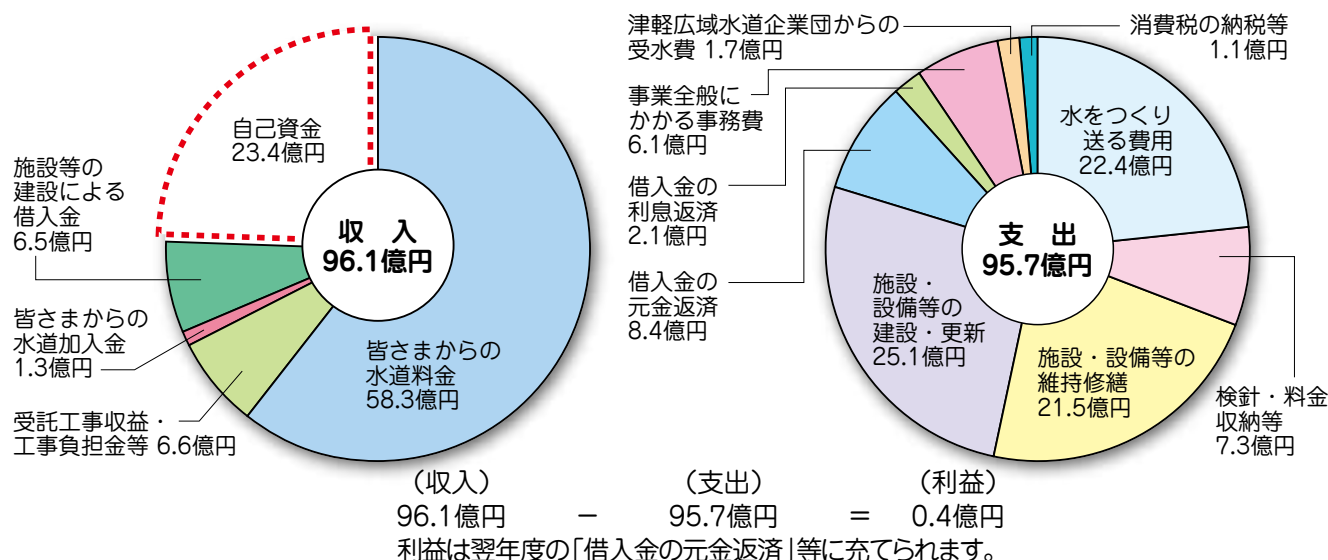
○ 資源リサイクルの推進

浄水場で排出する浄水処理発生土を肥料などとして有効利用します。

令和4年(2022年)度 青森市水道事業会計予算

令和4年度の水道事業の予算規模(支出)は、前年度に比べ5.5%(金額では5億5,771万円)減の95億7,121万円となりました。水道事業は、使用者の皆さまからの水道料金で運営していますが、近年は、使用水量の減少に伴い水道料金収入も減少しています。老朽化した施設の更新や災害対策など、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組むとともに、効率的な経営に努めていきます。

令和4年(2022年)度予算内訳



紫外線・塩素処理棟が完成しました

日本一おいしい水の安全・安心を更に強化するため、新たに紫外線処理設備、塩素処理設備、受変電設備を集約化した「横内浄水場紫外線・塩素処理棟」の供用を6月1日(水)に開始しました。

施設概要



延べ床面積：834.41㎡
(地下1階259.89㎡／1階353.93㎡／
2階220.59㎡)

- ◆主要施設：
 - 地下1階（紫外線処理設備・塩素混和池・サンプリングポンプ外）
 - 1階（次亜注入機・次亜貯留タンク・水質計器・非常用発電設備）
 - 2階（受変電設備）
- ◆主な建設関係工事費等：13億9千万円
- ◆工事期間：令和2年度～3年度

紫外線・塩素処理棟の5つの主な特徴

- ①緩速ろ過方式に新たに紫外線処理を追加したマルチバリア方式を採用しました。（東北初）
- ②紫外線装置のコンパクト化と無段階自動制御による省エネ化を実現しました。
- ③モノポンプ採用により、塩素消毒の安定かつ的確な定量注入が可能となりました。
- ④非常用発電設備の出力アップによる停電時での浄水場等の継続運転が向上しました。
- ⑤毒物等監視装置の設置により、テロ等の毒物混入にも迅速な対応が可能となりました。



紫外線処理設備



受変電設備（非常用発電機など）



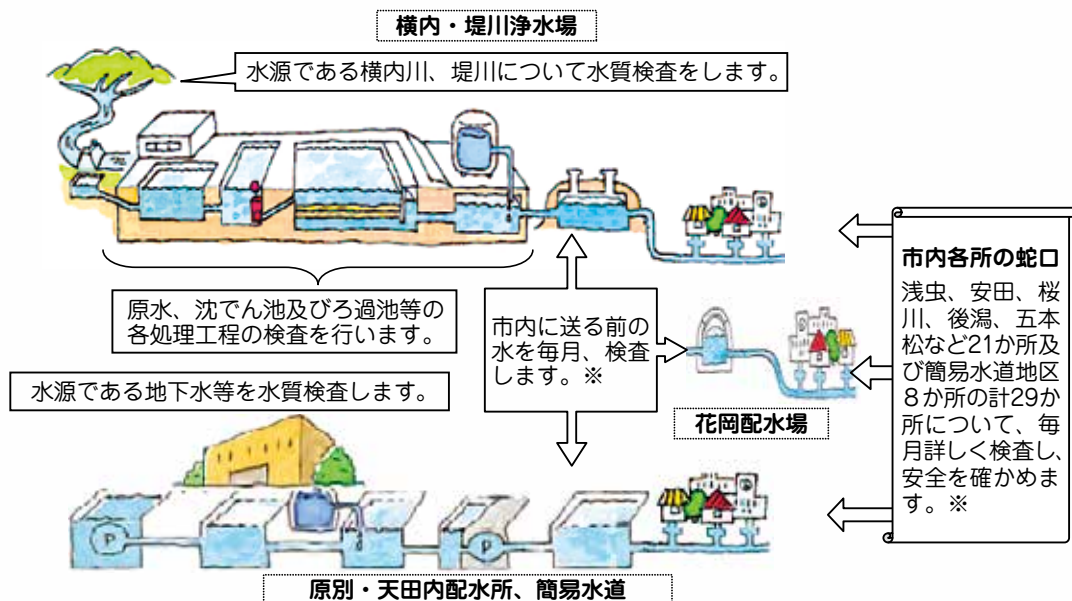
塩素処理設備（塩素注入ポンプなど）

水道水の水質検査について

令和4年度水質検査計画の概要について

水道事業にはいつでも安全・安心な水道水を安定的にご利用いただけるよう、水道事業の概要、水質の状況、採水地点、水質検査項目及び検査頻度とその方法、並びに信頼性確保のための取り組み内容等について毎年水質検査計画を策定し、お客様に情報提供を行うことが水道法により義務づけられています。この計画に基づき、高い品質を維持するとともに、水質基準に適合した安全な水道水であることを確認し、効率的・効果的な水質管理を行っています。

水質検査計画における検査地点の概要



※ 市内に送る前の水や各地区の蛇口の水は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色、濁り、消毒用塩素の残留状況について毎日調べます。(市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は、34か所)

シリーズ「水質基準って何？」

これまで「水質基準って何？」では、水道水の基準について、項目数、基準値の決め方、各項目について紹介してきましたが、今回は特別編として、水質基準ではありませんが、お問い合わせが多い「異物」について紹介します。

ご家庭の蛇口から出る可能性のある異物は、鉄サビと樹脂がほとんどです。鉄サビは、水道管の内側に付着した鉄サビが水の流れの変化等で剥がれ落ちることで、水道水に「黒（茶色）く固い異物」として流れ出てきます。また、樹脂には、蛇口のゴムパッキン等が劣化し、細かい破片となって「黒く柔らかい異物」として流れ出るものや、シングルレバー式混合栓（水とお湯がどちらも出る蛇口）のお湯側のホースの樹脂が劣化したものが「白っぽい柔らかい異物」として流れ出るものがあります。



鉄サビの顕微鏡画像



樹脂の顕微鏡画像

異物が蛇口から出た際の対策は、応急的には蛇口に清潔なガーゼ等を取り付ける方法がありますが、通常はパッキンやホース、水道管の交換をお勧めします。

また、誤って飲み込んだとしても鉄サビは少量であれば摂取しても大部分が排泄されますし、樹脂は水道用の安全なものが使用されていますので、体内に吸収されずに排泄されるため、健康上の心配はありません。

水道水の保存方法について

水道水は、衛生面を保つよう法律(水道法)により塩素消毒が義務付けられており、蛇口から出る水道水の残留塩素は、1リットル当たり0.1ミリグラム以上を確保することとされています。しかし、水中の塩素は、時間経過とともに次第に減少していく性質があります。

水中の塩素が無くなると細菌が繁殖することがあるので、ご家庭で保存する場合、安全性を考えて次表を目安に保存してください。

<水道水の保存期間の目安>

	室温保存(暗所)	冷蔵庫保存
春～夏	3日程度	概ね7日～10日程度
秋～冬	5日程度	

☆ 注意 ☆

- 保存期間の目安は、保存開始時の残留塩素濃度、容器の材質、形状、洗浄状態などの保存状態によっても変わってきますので、注意が必要です。また、冷蔵庫の扉や容器のフタの開け閉めを頻繁に繰り返したり、振り混ぜたりすると、塩素の消失が早まることがあります。
- 保存に使用する容器は、予め十分きれいに洗浄しておく必要があります。洗浄が不十分な場合、不衛生となるおそれがあります。
- 市販のミネラルウォーターなど清涼飲料水については、容器などに表示されている保存方法、賞味期限などを参考にしてください。

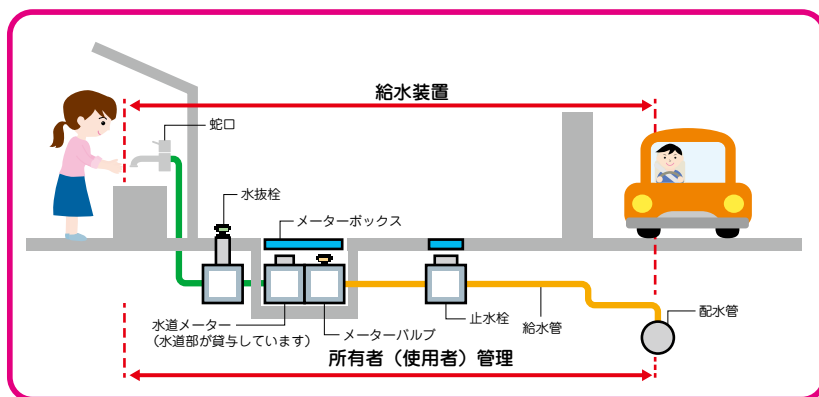


給水装置はあなたの財産です

水道水は、浄水場や配水所でつくられ、配水管を通じて市民の皆さまが引き込む給水管で各ご家庭に届けられます。給水装置とは、ご家庭に引き込まれている給水管とこれに直結する蛇口などの器具を指します。

給水装置はお客様(所有者)の財産です(メーターは除く)ので、装置の維持管理は所有者が行うこととなります。宅地内の漏水等は、原則所有者が工事業者に依頼をして修繕等を行ってください。

なお、給水管からの漏水が、道路内や一般住宅宅地内(配水管から水道メーターまで)で発生し、漏水の原因が給水管の老朽などやむをえ



ないものであれば、水道部が漏水の解消を目的に修繕する場合もありますので、施設課管路維持チームにご相談ください。

施設課管路維持チーム ☎ (017) 777-4255

給水装置の工事について

給水装置の新設・改造・撤去・修繕の工事を行う際は、条例の規定により、青森市指定の給水装置工事事業者(指定業者)が行うことになっていますので、必ず指定業者にお申し込みください。

指定業者については、給排水課給排水チームにお問い合わせいただくか、青森市水道事業ホームページに掲載の「青森市指定給水装置工

事事業者地区別一覧表」でご確認ください。

なお、指定業者によっては、見積りに料金がかかる場合がありますので、事前にご確認の上、依頼してください。また、料金も指定業者ごとに異なりますので、十分な説明を受け、ご納得の上、依頼してください。

給排水課給排水チーム ☎ (017) 774-1234

引越し(転入・転出)の手続きはお早めに

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算が出来ませんのでご注意ください。

また、使用開始、使用終了の5営業日前までであれば、インターネットからのお申し込みも可能です。

詳しくは青森市水道事業ホームページでご確認下さい。

転入時の手続き (使用開始の手続き)

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課又は上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時の手続き (使用終了の手続き)

次の事項について営業課又は上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎(017)734-4281・上下水道課 ☎(0172)62-1143

水道メーター検針時のお願い

毎月の水道料金等は、検針員が水道メーターにより計量した使用水量をもとに算定します。

検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上には障害となる物(車・積荷など)を置かないように、ご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置して下さるようお願いいたします。

営業課 ☎(017)734-4281
上下水道課 ☎(0172)62-1143



土を盛ったりしない



生活排水や雨水が入らないようにする



車庫などの建造物をつくらない



物を置いたりそばに小屋をつくらない

堤川浄水場見学中止のお知らせ

堤川浄水場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、昨年度に引き続き、本年度も施設見学を中止しています。

施設見学の再開につきましては、青森市水道事業ホームページなどでお知らせします。

なお、水道部製作の「青森市水道事業紹介DVD」を希望する小学校に貸し出していますので、総務課総務管理チームまでご連絡ください。



堤川浄水課浄水チーム ☎(017)739-5242・総務課総務管理チーム ☎(017)734-4201

水道料金等のお支払い方法について

口座振替によるお支払い

以下をご持参の上、金融機関、営業課又は上下水道課の窓口でお申し込みください。

【口座振替日】検針した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

- 領収書又は使用水量のお知らせ 預貯金通帳 お届け印



☆ ご利用可能な金融機関 ☆

青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・みずほ銀行・秋田銀行・岩手銀行・北日本銀行・青森農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参の上、納入期限までに指定の納入場所でお支払いください。

【納入期限】検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）



☆ 指定の納入場所 ☆

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・上下水道課）です。（詳しくは、納入通知書の裏面をご覧ください。）

スマートフォンアプリ決済によるお支払い

スマートフォンアプリで納入通知書に記載されたバーコードを読み取ることで、納入期限内であればいつでもお支払いできます。操作方法などは各種アプリの公式サイト等でご確認ください。

☆ ご利用可能なスマートフォンアプリ ☆

PayB・楽天銀行コンビニ支払サービス・銀行Pay（ゆうちょPay等）・LINE Pay請求書支払い・PayPay請求書払い・au PAY（請求書支払い）・J-Coin請求書払い



！注意！

- 納入期限が過ぎたもの、支払合計金額が一定の上限を超えるもの、金額が訂正されたもの、バーコードが印刷されていないもの、バーコードの読み取りができないものはスマートフォンアプリ決済ではお支払いできません。
- ご利用にあたって手数料はかかりませんが、アプリのダウンロードやご利用にかかる通信料はお客様のご負担となります。
- お支払い完了後、領収印の無い納入通知書がお手元に残りますので、二重にお支払いしないようにご注意ください。

○スマートフォンアプリを利用したお支払いの場合は、領収書が発行されません。

領収書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストアまたは営業課・上下水道課の窓口でお支払いください。

また、営業課で発行する納入証明書は、納入を確認し発行できるまで約3週間を要します。すぐに納入証明書が必要な方は営業課・上下水道課の窓口でお支払いください。

スマートフォンアプリ決済についてはこちらのQRコードよりアクセスできます →



営業課 ☎(017)734-4281・上下水道課 ☎(0172)62-1143

青森市水道事業ホームページをご活用ください

青森市水道事業ホームページでは、水道料金や水道トラブルの際の案内のほか、皆さまに安全でおいしい水をお届けするための仕組みや事業の紹介など、市民や事業者の皆さまに向けて、さまざまな情報を掲載しています。

必要な情報を随時掲載・更新していますので、水道で不明な点があった際はぜひご確認ください。



左記QRコードよりアクセス又は「青森市水道事業」で検索

【主な掲載内容】

- 水道料金について
- こういう時は？水のトラブル
- お知らせ
- 入札・契約の情報
- 水道の使用開始・終了の手続のお申込み
- 水道利用等に関する手続について
- お問合せ（水道部の連絡先）
- 水道工事について
- 水道工事情報が「Googleマップ」で検索できます
- 水道事業について
- おいしい水を守るために
- おいしい水が届くまで

HPアドレス：

<https://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html>

お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など(転入転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281
	水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の確認、支払い、相談(口座振替・納付書払)		(017)734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172)62-1143
		上下水道課下水道チーム	(0172)62-1159
給水装置関係	給水装置の新設・改造、水道加入金など	給排水課給排水チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など		
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017)734-4201
水質関係	水の味、においが気になる場合など	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
	水にごり、色が気になる場合など	給排水課給排水チーム	(017)774-1234

「水道だより」についてのご意見や感想などは、青森市企業局水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号
 電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913
 E-Mail : josui-somu11@city.aomori.aomori.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 青森市企業局水道部では水道事業・下水道事業を通してSDGsに取り組んでいます！

